

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根荒屋敷3番地1

氏名 有限会社共同産業 代表取締役 高橋 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 平成30年10月7日

許可の有効年月日 平成35年10月6日

1. 事業の範囲

中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 木くず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）
- ・ がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

・ 移動式破碎施設Ⅰ

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下47番1）
- イ 設置年月日 平成7年8月1日
- ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
600t/日

エ 設置許可年月日 平成13年8月31日

オ 設置許可番号 資循第24-58号

・ 移動式破碎施設Ⅱ

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3ほか8筆）
- イ 設置年月日 平成8年6月30日
- ウ 処理能力 廃プラスチック類 46t/日
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）
30t/日

エ 設置許可年月日 平成18年11月24日

オ 設置許可番号 第106007-14号

・ 移動式破碎施設Ⅲ

- ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下49番3ほか8筆）
- イ 設置年月日 平成17年4月30日

(以下、裏面記載)

ウ 処理能力 木くず
エ 設置許可年月日 平成18年11月24日
オ 設置許可番号 第106082-13号

168.3t/日

以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年10月 7日 当初許可
平成15年10月 7日 更新許可
平成19年 6月25日 変更許可
平成20年10月 7日 更新許可
平成25年10月 7日 更新許可
平成30年10月 7日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

JOY